

(2) 室内の環境

1) 情報の提供・入口の様子 (図 3-2-1~3-2-6)

ひろば併設型では、利用者にわかりやすいように、受付をひろばと同じ場所に設置し、一時預かりとひろばの窓口を統一しているところがあった。入り口や受付は、開放的で明るい雰囲気となっており、受付に職員が配置されるなどしていた。

保育室の入り口には、くつ入れを人数分用意し、季節にあわせた壁面飾りや置物などの工夫もみられた。

また、情報の提供では、一時預かり事業の情報にとどまらず、地域の子育て情報を幅広く掲示・ファイルするなどの方法で示しているところもあった。

さらに、定期的な利用者ばかりではないので、その日の担当保育者の氏名や顔写真を掲示しているところもあった。昼食を提供するところでは、献立の掲示や昼食のサンプル食を展示していた。

初めての利用者にも入りやすくわかりやすい受付については、今後さらに検討され、工夫されることが望まれる。



図 3-2-1 ひろばと合同の受付 上(F)、下(C)



図 3-2-2 くつ入れ
(J)

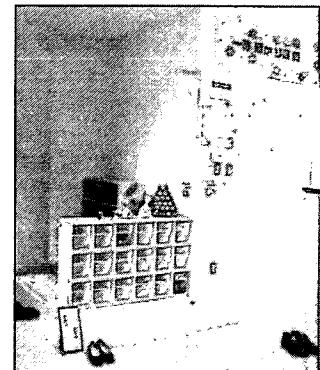


図 3-2-3 保育室の入口 (A)

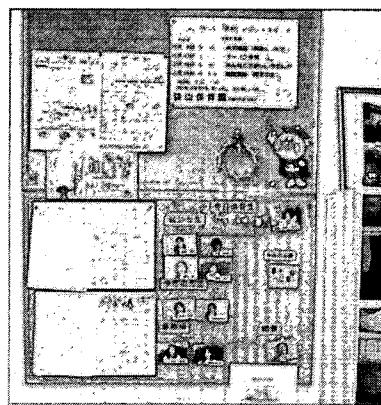


図 3-2-4 担当保育士の写真 (I)



図 3-2-5 子育て情報の提供 (左G) (右B)

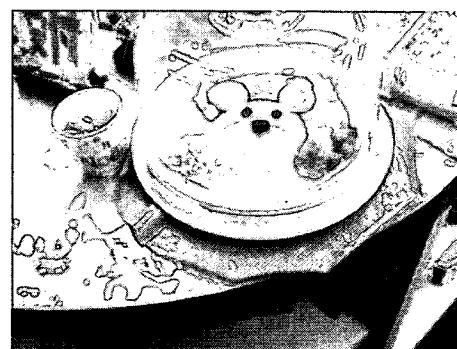


図 3-2-6 サンプル食 (I)

2) 生活をする場所としての環境

(図 3-2-7～3-2-17)

低年齢児の利用が多いいため、とくに生活をする場としての配慮が求められている。たとえば、個別のロッカーを設置するなど、一人ひとりへの配慮もみられた。多くがスペースに限りがあるが、その中でも食事や睡眠、排泄など、快適に過ごすことのできる環境づくりへの配慮が必要となる。

子どもが休める場所や眠れる場所の確保については、多くがスペースに限りがあるため、ベビーベッドを設置していた。また簡易ベッドをその都度出し入れして利用するところもあった。ひるね専用の「午睡室」が設けられているところもあったが、ほふく室や室内の一角を午睡用のスペースとして午睡時に確保する施設もあった。

トイレは、低年齢児が使いやすいように配慮され、清潔に保たれているところが多かった。また、つどいの広場との共用のトイレを使っている施設もあった。また、スペースの有効活用のため、用具などが置かれているところもあった。

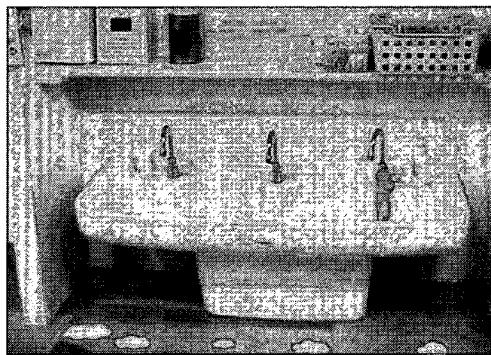


図 3-2-7 手洗い用の水道 (J)

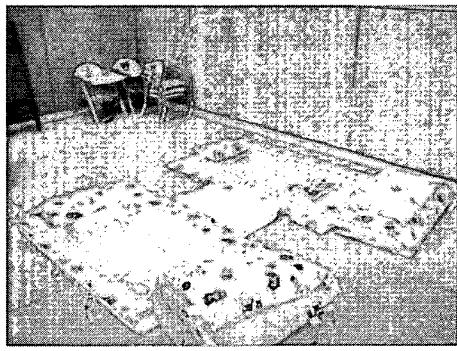


図 3-2-8 昼寝のスペースの確保 (F)



図 3-2-9 ベビーベッド (C) (E)

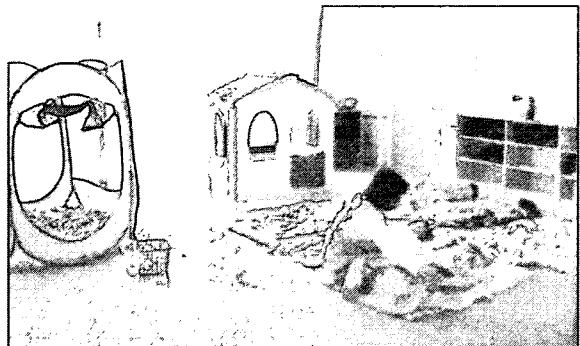


図 3-2-10 昼寝スペースの確保 (J)



図 3-2-11 食事スペースの確保 (F)

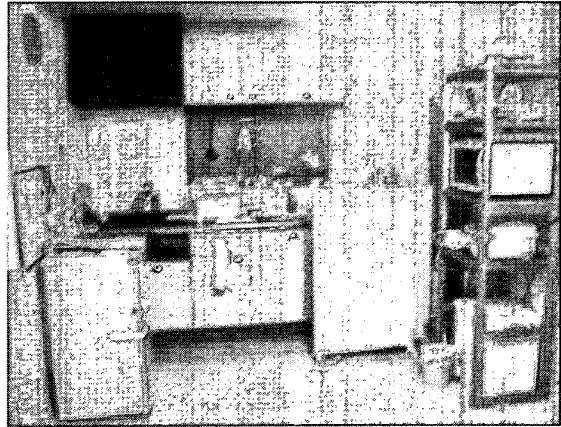


図 3-2-12 調理スペース (K)

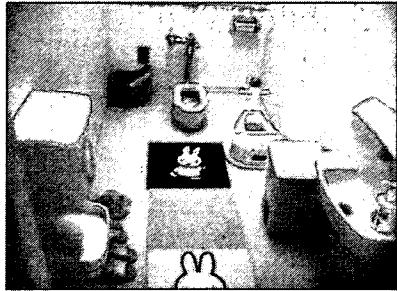


図 3-2-13 トイレ (A)



図 3-2-14 トイレ (E)

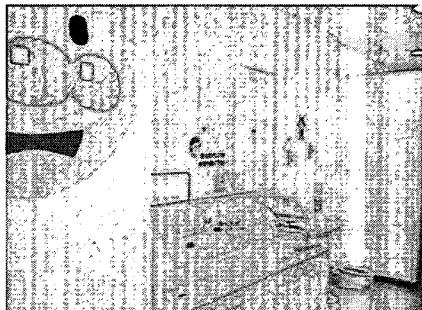


図 3-2-15 ひろばと共用のトイレ (F)



図 3-2-16 個別のロッカー (A)



図 3-2-17 個別のロッカー (C)

3) 遊び・活動の場としての環境

(図 3-2-18~3-2-24)

多くがスペースに限りがあるため、なるべく空間を広く使おうとする配慮があった。周囲に収納棚を設置し玩具等を収納したり、遊びに応じたコーナーを設置するところもあった。

また、異年齢で過ごすことも多いため、0歳児の遊ぶスペースを確保しているところもあった。また、活動の場を確保するために、併設するひろばを有効に活用したり、子どもの好きな電車を見るために、窓から見える景色を生かしたりしているところもあった。

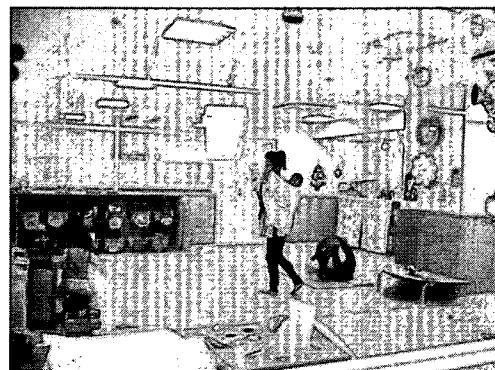


図 3-2-18 パーティションで仕切ることが可能 (F)

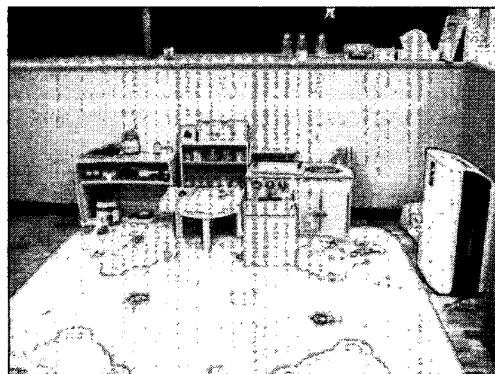


図 3-2-19 おままごとコーナー (H)

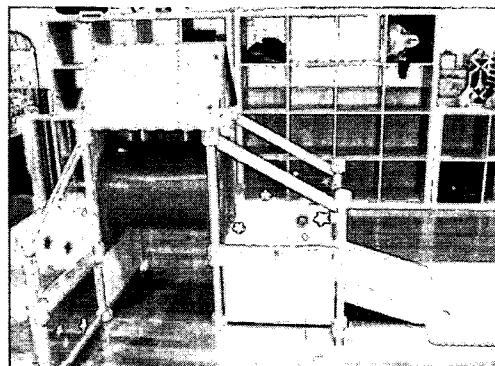


図 3-2-20 固定遊具 (B)

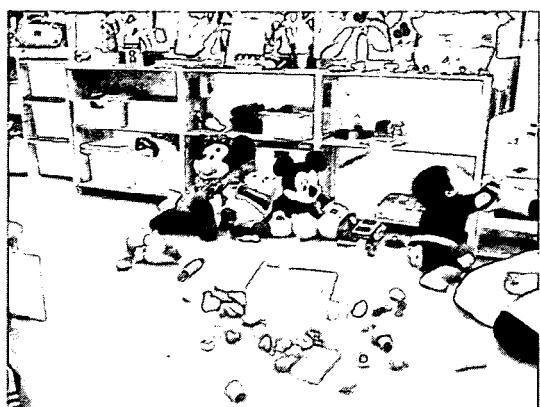


図 3-2-21 玩具 (C)

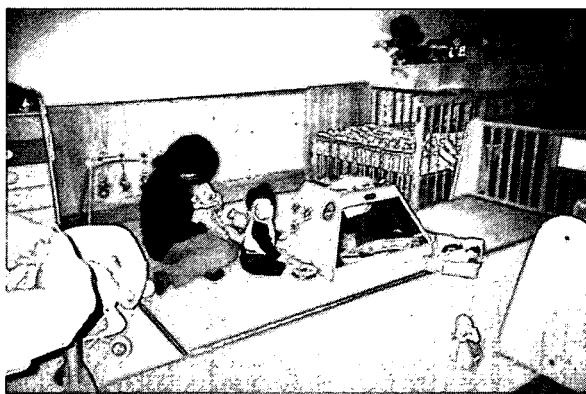


図 3-2-22 0歳児が遊べるスペース (F)

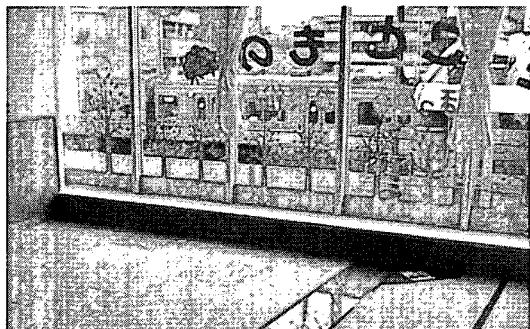


図 3-2-23 外の景色や電車が見られる窓 (B)

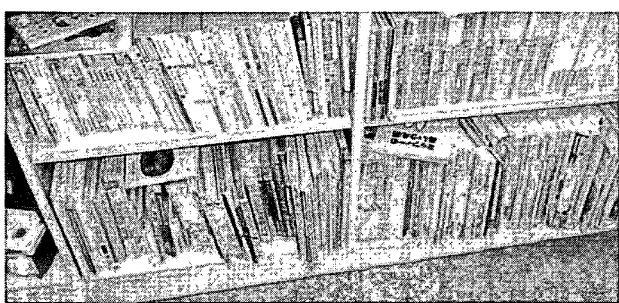


図 3-2-24 絵本のコーナー (I)

4) 自然環境 (植物や生き物)・外出

(図 3-2-25～3-2-27)

駅付近の立地の施設や、日々利用する子どもが固定化しているような施設では、外出をし、様々な環境に触れる活動をするところもあった。

また、室内に植物などを取り込み、環境を構成しているところもあった。

また、積極的に日々外出をする施設や遠足などを行うところ、テラスを利用し、外での遊びや活動を行うところもあった。

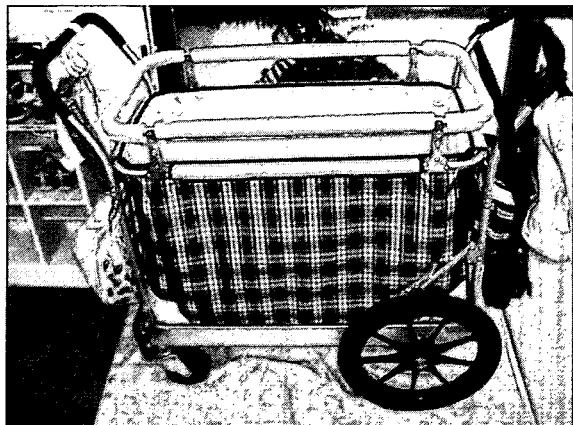


図 3-2-25 散歩用バギー (I)

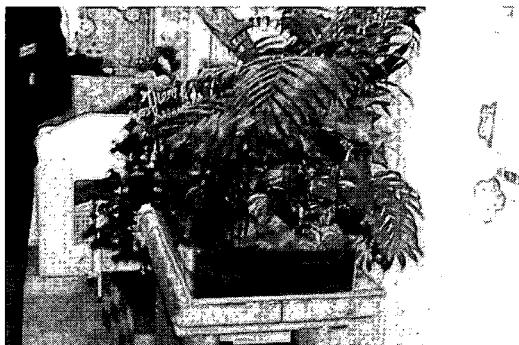


図 3-2-26 植物 (I)

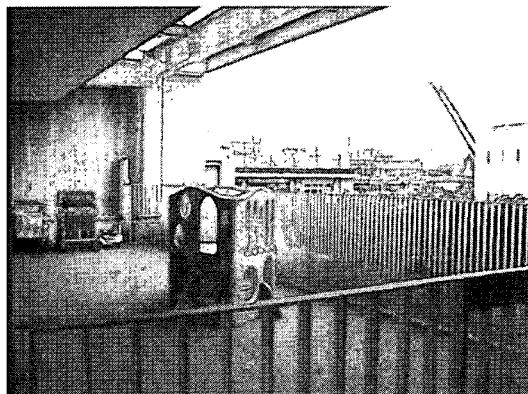


図 3-2-27 テラスの屋外遊戯スペース (J)

5) 安全・管理への配慮 (図 3-2-28~3-2-35)

安全については、マニュアルに基づき、管理されていた。子どもの使いやすいような用具を揃えていた。

なかには、保護者との面檀糖に相談室を設置するなど、保育室内外に特徴的な機能を持つ施設もあった。また、保育室内の様子がわかるようにモニターを設置している施設や防犯センサーを設置している施設もあった。

さらには、つどいの広場やファミリーサポートセンターなどの受付と合同にして総合受付を入口に設置している施設もあった。

また、子どもの荷物が整理しやすいような荷物置き場を工夫する施設が多くた。また、保育室内外に事務スペースを確保する施設もみられた。

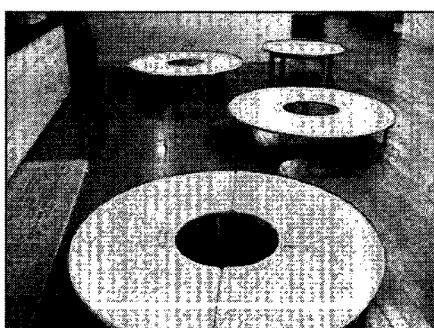


図 3-2-28 テーブル (G)

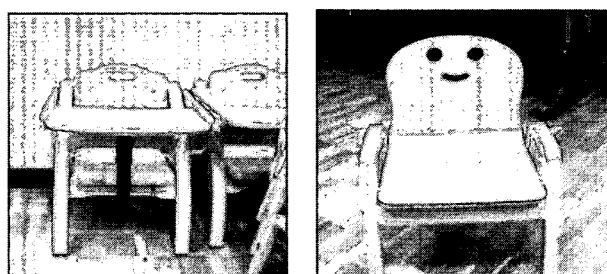


図 3-2-29 発達に応じたイス (H)



図 3-2-30 相談室 (E)

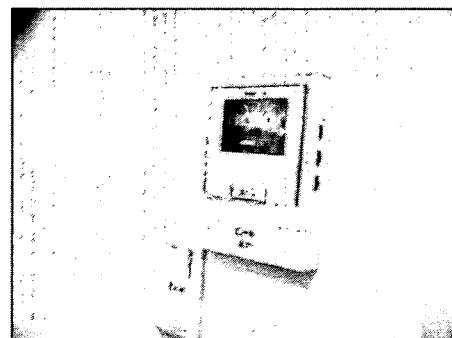


図 3-2-31 モニターで室内の様子を見る (C)

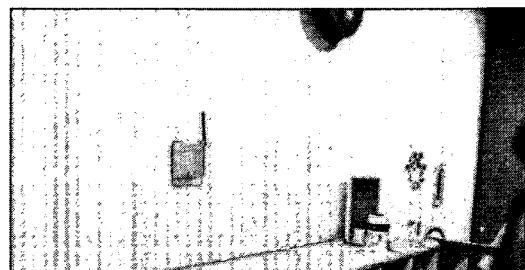


図 3-2-32 防犯センサー (G)



図 3-2-33 事務スペース (G) (B)

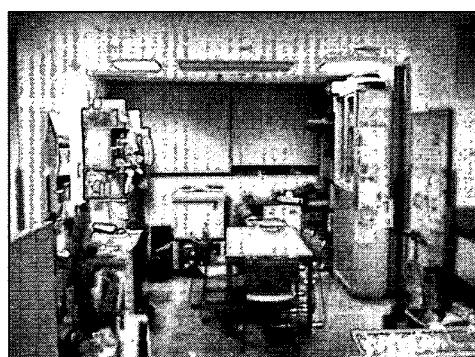


図 3-2-34 ひろばと合同の会議スペース (G)



図 3-2-35 防災頭巾 (H)

ひろば併設型	A 宇都宮市/B 松戸市/C 浦安市/D・E 静岡市/F 新潟市/
保育施設併設型	G 仙台市/H 世田谷区
その他併設型	I 越谷市/J 世田谷区 K 世田谷区/L 日野市

7. 保育内容

(1) 受け入れの際の配慮

保護者への対応は、送迎時に口頭で行うところと連絡帳などの文書を渡すところがあった。また、保護者の保育室への立ち入りの有無や、分離不安への対応など、事業により対応が様々であった。

1) 保護者への連絡方法

保護者への連絡方法については、以下のような方法が採られていた。

- 2時間以上利用した保護者に対して、その日の様子を記載して渡している。また、写真をあげることもある
- 書いたことにこだわる保護者もいるので、敢えて口頭で報告にしている
- 保育室には入らず、希望者にはモニターを見てもらう
- 簡潔な書面で生活の様子、連絡事項を報告する
- 保育ノートがある
- 保育連絡票にて報告
- あまり滞在してもらうことはない。様子は口頭で伝えている
- 基本的には保護者は保育中は滞在しない。保護者と連絡帳を利用して様子を伝えあっている。送迎時にも保護者と直接話をする
- 保護者の滞在は可：母親や子どもの様子を見て判断する。保育記録にて報告する
- 保育中の子どもの様子を写真に撮り、カードに貼り付けて渡す。その作業を保護者と一緒にする

2) 分離不安

また、初めての利用や親子の分離不安があるケースなど、受け入れの際の配慮については以下のとおりである。

i 子どもの分離不安への対応

子どもについての分離不安への対応は、①抱いて泣きやませる、②おもちゃなど身の回りの物を持ってきてもらう、③慣らし保育を行う、④母乳を与えてから行つてもらう、⑤無理に離さない、⑥声をかけてから行つてもらうなどであった。

具体的には以下のようないくつかの対応があげられた。

- 抱っこして安心させる。おもちゃや身の回りの物で慣れているものを持ってきてもらう
- 受け入れの時の問診の時間を長くしている。その子どもが好きそうなおもちゃを多めに用意する
- 初回は2時間の慣らし保育を勧めている
- 子どもに声かけをしてから出でもらう
- 母乳のみの育児中の場合は、預ける前に十分母乳を飲ませて、子どものお腹が満たされている時間帯のみお預かりしている
- 子どもが泣いていても無理やり泣きやまさない
- 無理やり母親と離さず、母親と親しく話をする中で安心感を与えて、柔らかく受け止めるようにしている
- 少しでも不安がないよう笑顔で受け入れ、なるべくぎりぎりまで母親と過ごさせ様子を見ながら預かるようにしている
- 母乳の子どもは母乳を与えてから預かる。泣いている子は落ち着くまで待つてもらう。基本は受付で別れる。他の子どもへの配慮から部屋に入ることはない
- 心配ないと話し、送りだす

ii 保護者の分離不安への対応

また、保護者の分離不安については、①保護者の滞在を認める、②保護者の入室を認める、③保護者に安心感を与えるといった配慮があげられた。

具体的には以下のようないくつかの対応があげられた。

- 保護者も預けなれていないため、子どもを預ける事への不安感や、罪悪感などを抱いている場

- 合もあり、大丈夫ですよ、などといった話から入るようにしている
- 母親が不安なようなら子どもの様子を見て安心してから離れてもらう
- 保護者の滞在可。母親が心配して滞在している場合は、状況に応じて対応。声かけしながら適当な時間で退室してもらうようにしている。初めて預ける母親は不安になっているため笑顔で受け止め、子どもが一時預かりで泣くのは当然のこととして理解してもらうよう話し、また、子どもが泣いたとしても、母親のリフレッシュも大切なことであり、帰宅後に充分にフォローしてあげるような声かけをしている

3) 利用者同士の交流

さらに、利用者同士の交流については、①つどいの広場で交流する、②預け終わった後に自然に交流するなど、利用者にゆだねた自然な交流および、③行事などを通した意図的な交流をしているところがあった。

具体的には以下のようない例があげられた。

- そのままひろばを利用して帰る姿もあり、その中で他のお母さんに一時預かりを利用したこととを報告したり、逆に聞かれたりする姿がみられる。利用者同士で自然に交流している
- サロンで出会い、友だちになってママたちだけで出かけることもある。一時保育の後、サロンで遊び交流していく姿もある
- 何回も利用している保護者同士で話をしている事もある。他の家庭の子どもの名前を保護者が覚えて挨拶したりしている
- 親子遠足、保育参加会で保護者同士の交流がある

(2) 食事やおやつの提供について

食事やおやつの提供については、多くが調理しない形で、昼食は持参し、おやつのみ提供してい

たが、なかには調理室を備えているところもあった。また、持参もしくは外部業者へ注文をするケースもあった。

具体的には、食事の提供が行われるところでは、昼食 11:30、夕食 19:00(代金 200 円)、おやつ 15:00(代金 100 円)で、平日は調理室で作っており、離乳食も同様にしている。献立は市の保育所の献立を参考にしており(献立表を保育室に掲示)、その日の食事のサンプルを受付のカウンターにケースに入れて置いている。

食事を提供していない理由は、預かり時間が短時間であることと、調理設備がないことなどである。

一方、おやつの提供については、菓子など調理しないものを提供しているところが多かった。

また、すべて持参とするところもあった。

(3) 特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについて

障害を持つ子どもやアレルギーを持つ子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについての実態と対応、配慮については、おおむね、可能な場合は受け入れ、受け入れた際は1人担当者を配置するという施設が多くあった。

障害を持つ子どもの受け入れについては、集団保育が可能な場合や、面接をし可能であれば、というような条件付けをし、健康チェックカードで把握したり、保育士が必ず1名つく、1対1の対応などが行われている。

アレルギーを持つ子どもの受け入れについては、登録時、アレルギー診断書を提出した上、予約時にメニューにより相談するなどがあげられた。

(4) その他の配慮事項

その他の配慮事項は、散歩などの外出の機会を多くつくるところでは、「近くの神社や公園など、

午前午後1回ずつ行くようにしている、「午前中に1時間くらい散歩する」、「外遊びは、電車を見に行ったり、近くの公園や区役所、神社などに出かける（徒歩・バギーにて、午前1回、午後1回1時間弱、徒歩15分圏内）」などがあげられた。また、異年齢の状況によってパーティーションで保育室内を仕切る工夫や、年齢によっては広場に出て遊ぶなど異年齢の子ども同士の過ごし方に関する配慮がみられた。

8. 管理・運営について

（1）保育の計画・記録・評価・マニュアル

保育の記録については、9か所で事務日誌や保育日誌、個別記録など何らかの記録があった。なかには、リピーター向けに連絡票をファイルする「保育連絡帳」を作成するところや、申込書の裏面に保育を行った日の個別記録を記入するところなどがあった。

保育者間の連絡・連携は、月1回、または週1回の職員会議の開催、メーリングリストで日報を確認、連絡ノートの活用、朝・午後に口頭で行うなどがあげられた。

（2）安全管理・健康管理

安全管理については、各施設にマニュアルがあり（独自のものや建物やフロア共通のもの等）対応を行っていた。さらなる徹底のため、今後、非常勤のスタッフも含めた全職員への周知を課題に挙げるところもあった。また、監視カメラや防犯センサーが設置される施設もあった。

子どもの健康管理については、通常の保育の中での健康観察や健康管理に加えて、嘱託医がいるところが2か所、嘱託医はないが、近隣の小児科等に連絡・依頼が可能が5か所、子どものかかりつけ医を聞いているが6か所あった。

9. 問題点・課題・要望

（1）運営上の問題点と課題

i 自治体的回答

利用制限について、今後は市内住民の利用に限定することや、利用料金を半日、1日単位の設定でも検討することがあげられた。

事業開始後、利用が着実に伸びているが、ひろば併設型（ひろばを保育室としても兼用）のため、ひろば利用者が増えた場合に現在と同じ水準で事業を維持できるかどうかが問題としてあげられた。また、保育スタッフの増員の必要性もあげられた。その時々の子どもの状況やひろば利用者の多少にも影響され、安全に遊べることを考慮すると、スタッフの増員が必要であることが述べられた。

ひろばで親子が遊んでいる中の預かりは、保護者も関心があり、いつも見られていることを自覚したスタッフの態度や言葉使い、保育内容が必要となる。

保育者の配置については、全体としては利用申込の有無にかかわらず保育者2名を常時配置しているところが多かった。申込に応じて適宜保育者を配置している事業では、事前（3日前）の申込を受けて保育者の配置を調整しているが、国の実施要綱に「緊急の場合の受入」が書かれており、そのことへの対応が困難であることが指摘された。また、「緊急」を規定する要件をつけると、「理由を問わない」という一時預かりの方針と矛盾が生じるのではないかとの意見があげられた。

また、低賃金であることから保育者の人材確保が困難であることも指摘されている。

利用実態として、キャンセルが多いことも指摘されている。定員が一杯で断っている家庭もある一方で、キャンセル料の設定がないことで効率の悪さが指摘された。

利用者の希望である、登録制をなくす、年齢を下げる、預かってほしい人をもれなく受入可能と

する課題もあげられた。受入年齢については2か月児にまで下げるのは難しいが、登録制などについては、運営主体の方で可能な限り当日登録でも受け入れるなど、利用者の立場に立った方法でやれると解消されるのではないかとの意見があげられた。

保育者の質については、保育者のスキルアップに対する研修制度がないことや、質の確保が難しいことが指摘された。

ii 運営主体からの回答

事業が始まったばかりで特に問題はないとする運営主体が多い中、いくつかの運営主体からあげられた意見は、以下のようなものであった。

まず、利用が安定しないため、保育者を常勤で雇用することができない。逆に、安定してしまうと、常勤雇用はできても、申込を受けられない人が出てくる可能性があり、そのことも問題となるという意見があった。

また、キャンセルが多いことを問題としてあげるところもあった。

保育者の配置については、保育時間と職員の配置に問題があり、手薄なところを厚くする必要があるという意見や、自治体の規定により保育士2名が規定されているところでは、有資格者2名のうち1名は状況に応じて、研修受講者などの、資格の枠にとらわれない柔軟な人員配置、また予約のない時間帯（夜間や週末など）は休業にして、人件費を削減するなどを求める声があった。

また、保育者が2名だけ配置されていれば、それですべての業務がこなせるわけではなく、保育以外の事務作業や予約対応の人員も考慮に入れてほしいとの意見があげられた。

ひろば併設型の場合、保護者の様子に関する情報が入ってきたり、保護者の方にも預かりがどのようなものかということがわかるというメリットや、預かりの時とひろばにいる時の子どもの表情の違いがわかったり、保護者の様子を見て、その対応をひろばと預かりスタッフで連携して行

うことができるというメリットがあげられた。

しかし、初めての子どもを預かることの多い一時預かりは保育者にとってはハードな業務であり、ストレスを溜めずに業務ができる方法を試行錯誤しているとの意見もあげられた。ひろば併設型の場合には、ひろばでの業務と一時預かり業務の困難性に差があるため、スタッフをそれぞれ固定化し、労働条件も分けているとの意見が聞かれた。

（2）利用者からの要望

利用者からの要望については、自治体からの回答、運営主体からの回答を合わせて記述する。

まずは料金については、保育料補助、保育料低額化、設定時間の短縮化(30分、10分など)、キャンセル料の無料化などがあげられた。

次に、週末の開設や開設時間の延長、利用時間の長時間化があげられた。

また、対象児童としては、市外の住民や、病児の受入への希望があげられた。

その他、駐車料金の割引、当日の予約受入の他、同じような施設を身近な場所に増設への希望などがあげられた。

（3）その他

その他、ひとり親家庭の支援のために活動を行っている運営主体では、「ひとり親家庭でも家庭の問題など、これまでの支援と異なる特殊な問題も起こっている。こうした場合に、寡婦(ボランティア)では手が出せない場合はどうしたらよいか」という課題があげられた。

また、場所を決めて一時預かりをするだけではなく、出向いていくなどさらに展開をしたいという意見をあげた運営主体もあった。実際にPTAの集まりなどで一時預かりをしており、そのことがスタッフの学びの場となり、一時預かりに役立っているという意見があげられた。

また、補助の仕組みについては、利用者に一律にクーポンを与え、保育サービスや育児用品の購入などの選択ができるようとするという意見や、よりよいサービスを提供するためには、利用者への補助ではなく、運営者への補助が必要不可欠であるというような意見があった。

10. まとめと次年度研究の課題

(1) 設置形態別の特徴

設置形態については、ひろば併設型が8か所と最も多く、保育施設併設型2か所、その他併設型の2か所の3類型があつたが、これに今回の調査では該当するものがなかった単独型を加え、メリット・ディメリットの検討を行う。

1) 併設型と単独型のメリット・ディメリット

まず、大きく併設型と単独型に分けて検討する。併設型のメリットとしては、人、場所、情報提供の一本化、相乗効果による集客の増大などがあげられる。これは単独型について当てはめてみるとその利点がより明確になると考えられる。一時預かり事業を実施する場合に、配置基準を満たす数の保育者がいればそれで事足りるのではなく、予約や問い合わせへの対応、受け付け事務、利用料金の徴収事務など保育以外の業務が必要になる。単独の場合には保育者以外にその事務作業を担う人件費が必要となるところ、併設型の場合は併設事業の事務担当者等がこれを兼任することにより、人件費の削減が可能となることがまずメリットとしてあげられる。また、事務作業に限らず、保育の場面で昼食をとる子どもの数が多い時など、部分的に応援が必要となる時に、併設事業の人員をあてることが可能となる。

次に場所については、一時預かり事業の特性からして、設置場所についての賃借料をまかなえる程の利用料金収入が見込めないことが調査の中で指摘されている。また、この事業を単独で運営

をしようすると、相当大規模な容量を持つ保育室を用意して、恒常的、あるいは定期的に子どもを受け入れないと採算ベースに乗らないのではないかという指摘がされている。そうすると、すでにある事業に併設する形で実施するのが効率的であり、例えば、トイレや洗面台などのユーティリティースペース等共有することが可能な設備は多くある。また、併設型施設の空きスペースや空き時間を有効に活用していくことが可能となる。

また、情報提供については併設型の場合は複数の事業を一つの情報に載せて提供することが可能となり、情報提供に関するコストを削減することができる。また、併設事業の利用者が来館時に一時預かりについて情報を得ることや、実際に預かりの様子を見ることなどが利用の促進につながる可能性がある。

これに対して、単独型事業のメリットを考えると、共通のニーズを持ち、利用する人たちだけが集まるため、そのニーズに合わせた環境を整えやすいことが指摘できる。これを小規模で行う場合には、子どもにとって慣れた空間を安定的に提供することにつながる可能性がある。

2) ひろば併設型

次に併設型の中で、それぞれのメリット・ディメリットを検討することとする。最も多かつたひろば併設型（8か所）については、併設するひろばの規模や内容にはさまざまな相違もあったが、何よりも、保育を受ける子どもにとっても、保護者にとっても、よく知っている場所、親子で訪れたことのある場所となりうる点は共通のメリットと言える。子どもは見知ったスタッフのいる場所で保護者のいない間も安心して過ごせる可能性が大きいことが最大のメリットであると考えられ、また保護者への効果としても、子どもが安心して過ごせる環境を確認できていることが保護者の安心感につながる。

また、保護者にとっては、利用前にどのような

場所でどのようなスタッフがいるのかなど、問い合わせをする以外にも自分の目で確認する機会を得られることが、利用のきっかけとなる可能性や、子どもが保育を受けている間の様子を想像することができる可能性もある。こういったことが利用者にとってのメリットとして考えられる。

次に、運営者側（または実際に関わる保育者）の視点で見ると、一時預かり担当者、ひろば担当者相互に保護者の情報を共有することができ、例えば、一時預かり時に気になった保護者の育児上の問題について、ひろば担当が見守りつつ、関わることも可能になると指摘されている。

また、一時預かりを利用後に、ひろばで親子で遊んでから帰るという姿も見られていて、その際に他の親子との交流があり、一時預かりの利用についての情報交換が行われるというメリットもあげられた。

さらには、ひろば併設型で同じひろばを活用しての一時預かりが行われている場合には、ひろばを利用している保護者の関心が高く、そういった保護者に見られていることを自覚し、保育の質が高くなるというメリットと、他の保護者への気配りが大変になるというディメリットの両面が指摘された。

また、保育室を設けずにひろばを併用しての預かりを行う事業は数は少なかったものの、今後このような併用を行う一時預かり事業の展開も考慮する必要があることから、今後さらなる検討が必要であると考えられる。このような展開が可能になれば、専用の保育室を設けなくても一時預かり事業を行なうことが可能となるメリットはあると考えられる。しかし一方で、一時預かりは3日前に受付を終えるにしても、当日来所するひろば利用者の数は予測不能である。特に、イベントなどが開催される時に、一時預かりを受ける子どもの数を制限するのか、来場者を制限するのか等、安全確保のための検討が必要である。また、保護者には何らかの方法で提示することにより、理解を得られる可能性はあるが、子ども自身には誰が

保育者で誰がひろばスタッフかの判別はできない。そのような場合に、保育担当者がひろば利用者（特に子ども）にどのように関わるかということについても検討が必要となる。

3) 保育施設併設型

次に、保育施設併設型について検討する。保育所併設型としてあげた2か所については、1か所は送迎ステーションという機能を持つため、昼間の施設の空き時間を活用しての一時預かりサービスの提供となっている（人と場所の活用）。もう1か所については、保育施設内に一時保育室を有するものである。

両者に共通するメリットは、保育環境が整った空間であること、また、一時預かり担当者以外にも保育者が多く、保育のノウハウがあるということである。例えば、子どもの体調の急変など、保育施設の持つ専門性を活かした対応が可能となることがメリットとしてあげられる。しかしながら、一時預かりを必要とする在宅子育て家庭のニーズや、一時的に保育施設にきた子どもや保護者への対応と、通常保育を受けている子どもや保護者への対応と同じように捉え、対応があるとしたら、それはむしろディメリットとなるであろう。

4) その他併設型

その他の事業との併設は、一つは地域住民を対象としたカフェと学童保育の併設であり、もう1か所はファミリー・サポート・センター事業の事務所との併設である。

まずカフェと学童保育の併設についてのメリットは、一つの空間をさまざまな地域の人々が利用することにより、子育て家庭だけでなく地域の人に、子育て支援や一時預かり事業の必要性を認知してもらう機会となることである。また、同じ保育室を時間帯をわけて共有することのメリットは、保育空間を遊ばせないメリットとなる。さらに、今後この事業が継続的に行われるとしたら、

利用する子どもにとって、就学前から学童期にわたって利用する地域の身近な場所となりうる。

ディメリットとしては、ひろば事業にはあるような一時預かりの前に、「子どもが行き慣れた場所」とはなり得ない点がディメリットと考えられる。

最後にファミリー・サポート・センターの事務所を併設する事業のメリット、ディメリットについて検討する。ファミリー・サポート・センター事業の事務所を併設するものは全体で3か所見られた。

ファミリー・サポート・センター事業については、一時預かり事業を利用する保護者がファミリー・サポート・センター事業について知る機会を得、登録に結びつくメリットがある。しかし、登録後に利用者が事務所に出向く必要はなく、ほとんどが電話連絡ですまさる。その際のメリットは、保護者に施設型保育を利用する機会と、在宅保育を利用する機会の選択肢が増えるということである。また、ファミリー・サポート・センターを利用するにあたって、コーディネートを行うアドバイザーが保護者や子どものことを把握できるため（あるいは、一時預かり担当者からの情報が得られるため）、その親子にとって最も好ましいコーディネートが期待できることである。また、保護者やその時に子どもの状態に応じて、どちらを利用することがふさわしいかなどのアドバイスをすることも考えられる。

ディメリットとしては、やはりひろば併設型ではないため、保護者が利用する前にその場所を訪れたり、子どもがあそびに行ったりする機会がないということがあげられる。

（2）設置場所と保護者の利便性について

設置場所については、12か所のうち10か所が駅から徒歩圏内にあり、8か所が商業地や中心商店街、4か所が住宅地であった。設置場所と保護者の利便性について検討する。

まず、駅や中心商店街近くにある場合は、広域の利用者を対象とすることが可能であり、交通アクセスがよく足を運びやすいメリットがある。また、子どもを預けた後、駅を基点として保護者がそれぞれの事情に合わせた場所へ移動しやすい。また、中心商店街では、ショッピングや食事、カルチャー、美容室、エステ等、保護者が用を足したり、リフレッシュできる場所がすぐそばにたくさんあるため、子どもを預ける時間を最短にできるメリットが考えられる。

一方、駅周辺や中心商店街は、子どもの年齢によっては、そこまでの移動が困難である場合や、車や人の通りが激しく騒音など子どもが過ごすには落ち着かない環境となることもある。また、駅周辺は人通りが多く広域からさまざま人が集まつてくる場所もあるので、安全管理にも十分に注意する必要があるだろう。

次に、住宅地に設置される一時預かりは小地域を対象とするもので、子どもや保護者には身近な存在として、地域に根ざした人々の交流が期待できる。そのことにより、子どもも保護者も安心して利用できるだけでなく、子どもにとっては子ども同士の育ち合いや保護者にとっては育児情報の交換が生まれやすくなるだろう。また、移動に公共交通機関を利用する必要がない場所に設置されることは保護者のアクセシビリティを高めると考えられる。

ディメリットとしては、小地域を対象とする場合には、このような事業を地域ごとに点在させる必要があり、場所の確保などを含め、その整備に時間を要する可能性があることが考えられる。

このように駅付近や中心商店街も小地域を対象とした住宅地も、それぞれメリット、ディメリットがあるが、利用者にとっては両方必要でそれを如何に効果的に増やしていくかの検討が必要と考えられる。

(3) 実施体制について

パイロット事業では、利用者の利便性を考慮しつつ、一時的な保育を受ける子どもに必要な養育環境も整えながら行われることが重視され、その両面から評価することが必要となる。

事業の実施体制については、設置場所の他、開設時間や利用料金、利用制限などが利用者の利用しやすさを左右する一つの要件となる。

まず、開設時間と定休日については、併設する事業や設置場所との兼ね合いで決定される場合もあるが、年末年始以外は、常に開設している事業が6か所みられた。これらには、開設時間を長めに設定しているところが多く含まれ、同時に、利用登録を不要とするところが含まれており、利用者の多様なニーズに対応する体制がとられていると言える。しかし、長時間開設する中にも1日の利用時間を6時間と制限するものもあった。

一方、日曜祝日を定休日とする事業では、開設時間も17時には終了しており、平日の比較的小地域を対象とする一時預かりニーズに対応していると考えられた。

利用料金体制については、検討の段階でも他の類似サービスの料金設定などを参考しながら、利用者が負担できうる範囲内で設定し、利用を促進しようとする姿勢は自治体にも運営主体にもうかがわれた。また、長時間利用の場合は就労のための利用も含まれることから、割安に利用できる仕組みを探るところもあった。

利用者にとっては料金が安いほど歓迎される可能性はあるが、一方で子どもが受ける保育の質を物理的環境面からも人的環境面からも整えようとした場合に、低利用料金ではその質が担保され得ないことも十分に考えられるため、利用料金の低額化についての利用者の要望に対しては、説

明をしながら対応をしていく必要があると考えられる。

(4) 次年度研究への課題

本年度調査では施設見学と運営主体の代表や現場の責任者へのヒアリングを中心とし、事業の概要を把握することを目的とした。そのため、実際に保育に関わる保育者への聞き取りは行っていない。

次年度研究においては、保育者へのヒアリング調査等を通じて、以下のことを明らかにしていく必要がある。

さまざまな時間帯に0、1、2歳などの低年齢児が、慣れない場所で一時的に保育を受けるという一時預かりの特殊性を考慮した上で、どのような配慮をしながら保育をしているのか、あるいは、行うべきか。また、母子分離が難しい時、配慮を要する子どもがいる時などにどのように対応しているか。さらには、保護者との関係や記録、報告、保育を担う人の連携体制など、具体的な場面でどのように行っているか、などである。

また、一時預かりを行う上で、どういうことをあらかじめ理解しているとやりやすいかを明らかにすることは研修にもつなげやすい内容である。さらに、一時預かりをどのように評価し、その質を担保するかということについても検討が必要である。

本年度調査で収集した現場の資料などについては、一時預かり実施のガイドラインの作成のために役立つ資料として、次年度も分析を進めたい。

(本章担当：石井章仁、増田まゆみ、尾木まり)

第4章 安定的運営に向けての課題

一時預かり事業は、子育ての負担感が大きいといわれる在宅子育て家庭などに対する一時保育ニーズに応えるものであり、今後その必要性はさらに高まると思われる。

一時的に保育を受ける子どもは、自宅とは異なった環境において、初めて出会う保育者に預けられることもある。そのため保護者や子どもにとって安心できる養育環境やきめ細やかな保育の心遣いなどが求められる。一時預かりであるからこそ必要とされる質の高い保育サービスを保護者や子どもに提供するためには、この事業が安定的に運営されることが必要である。

また、このように社会的意義の高い一時預かり事業を全国に普及し、地域のニーズに応じて数多く展開していくためには、さまざまな運営主体が関わることが必要である。多くの運営主体がこの事業の参入するためには、運営主体にとっても安定的運営が可能であることが前提となる。

1. 安定的運営に向けての3つの課題

一時預かり事業において、「安定的運営」を実現するためには、先に述べたように、「利用者」「運営主体」の双方の視点から、どのような課題を克服する必要があるのかを考えていく必要がある。こうした視点から今年度の各調査結果を概観すると、一時預かり事業における「安定的運営」を図っていくための課題は、大きく三つに整理される。それは、「(1) 安定した財務状況の実現」「(2) 人材確保と継続的な質の確保」「(3) 利用者の確保」である。

ここでは、これら三つの課題に焦点を当て、今年度調査で浮き彫りになってきた問題を探り上げることとする。

(1) 安定した財務状況の実現

1) 実施場所の家賃

実施場所に関しては、1自治体をのぞいたすべての自治体では、行政が借り上げをした上で、運営主体に提供する形や、公共施設の一部を直接運営主体に提供する形がとられている。この理由として、一時預かり事業においては不特定多数の人が出入りするために、管理規約が厳しくなることがあり、行政が契約する方がスムーズにいくことが挙げられている。

一方、運営主体が場所を決めている自治体では、補助金の中から家賃を支払う形がとられている。補助事業の場合家賃補助も含め運営費として一括した形で補助金が出されている。しかし運営主体からは、補助金は運営費としてまとめて出すのではなく、家賃補助など項目をつけて補助して欲しいという要望があった。これは、運営費の中で大きな比重を占め、固定経費である家賃について100%の補助を求めるものであると解釈できる。

利用者の利便性を考慮した駅近くであること、商店街の中であることなどを最優先とした立地条件は当然高額な家賃に結びつく。自治体が借り上げをする場合と民間事業者、NPO法人などの運営主体が直接契約する場合と、契約条件に様々な違いが生じることも予想される。また、利用者の居住地近くの住宅地内の実施場所との契約についても、さまざまな契約条件の問題が生じると思われる。

利用者の使用しやすさを配慮して料金設定を行った場合、当研究の一つの目的である「運営費補助を行わない前提での時間単位の補助」で、いかにして運営主体が家賃を捻出するかは大きな課題である。今回のヒアリング調査から、家賃補助なしでの運営は不可能であるという声が多く聞かれている。

施設で行われる一時預かり事業を安定的に運営するためには実施場所の100%に近い家賃補助が必要であるという実情を踏まえた上で、運営費補助を行わず適正な利用料金で安定的運営を行

うという課題に向かって今後様々な視点からの検討が必要である。

2) 人件費

配置される保育者の雇用形態は常勤職員の他、嘱託、非常勤などさまざまであるが、利用予約者の有無にかかわらず、保育者を常時2名以上配置しているところが多かった。これはほとんどの運営主体が、空きがある限り当日の受付も可能としていることから生じている。

今回の調査では、運営費に占める人件費の割合が、60%から96%を占めていた。運営費の中に家賃を含めているか否かにより割合の幅が生じていると考えられるが、家賃を含めない場合、運営費の大半を人件費が占めることが予測される。

一つの自治体では保育士1人分の人件費（保育所勤務3年目の保育士と同等の給与）を補助金の中に含め、それ以外の保育者及び補助者についての人件費は利用料金収入から捻出することになっている。パイロット事業に1人は保育士資格保有者ということを位置づけている以上、その人件費を確保することが必要であることが指摘されている。一方で、一時的な保育の難しさを考慮すると、ある程度の保育経験を有する保育者が必要であることから、保育所勤務3年目の保育士と同等の給与ではそのような保育士の確保が難しいことが指摘されている。

また、他の自治体でも市の予算立案時の単価（保育所の非常勤職の時給）を運営主体がそのまま使うのではなく、減額した単価を適用することで、補助者的人件費や保育以外の準備や記録などの事務作業にあてる方法がとられていた。

保育以外の事務作業や予約対応の人員も考慮してほしいという意見も見られた。一時預かり事業を運営するためには、電話による申し込み受付、利用者の人数に応じた保育者の手配、料金の請求事務などの事務作業が必要である。保育者が2名配置されれば、すべての業務がこなせるわけではなく、これらの事務作業を行う職員を配置す

ることを念頭におく必要がある

一時預かり事業に関する事務作業を行う専門スタッフを配置すれば新たな人件費が発生する。効率的な運営をするためには、後方支援部隊のフレキシブルな人員配置策が検討できるような体制づくり（併設型等）が必要であろう。

3) 利用者収入について

多くの自治体では、基本的に運営費には補助金（委託や指定管理の場合は委託料、指定管理委託費など）と利用料金収入があてられている。

利用料金は1時間300円から1000円。2時間を基本の利用時間単位としている自治体もあった。利用料金の根拠としては、近隣の自治体の一時保育の料金、近隣の認可外保育施設における一時保育料金などがあげられたが、国として根拠を定めてほしいという意見もあった。

ある自治体から民間事業者の算入について「民間事業者に委託した場合、効率的な運営が行われるために、黒字転換あるいはある程度の利潤が生じることが考えられる。しかし、実際の運用では補助金と利用料金を加えたものから支出を引いたものが利潤となるわけで、現在の制度に基づけば、黒字になるとそれだけ都道府県から自治体に下りる補助金が減額されてしまう。そこに問題がある」という意見もあった。

また、他の自治体では、今後の実績を見て、利用が伸びないようなら補助金を上げなければならないと考えているが、利用が伸びた場合にある程度の黒字までは認めようと考えられている。もしも、その黒字が大きくなるようであれば、利用料金の減額という形で住民に還元してほしいとの考えを運営主体に伝えているそうだ。

さらには、他の自治体では今後同様の事業を拡大する際に、もし委託などの方法を考える場合には、国の補助金以外は自治体が負担することになり、国の補助金が抑えられる場合には、受益者負担を考えいかなければならなくなる。その場合に、どの程度の料金設定が利用者負担として妥当

なのか、国の基準として示してもらえたと事業が広げやすくなるという考え方も示された。

運営上、利用料金と利用者数は関連がある。一般的に、提供するサービスが同等であれば、利用料金が上がれば利用者数は減る。適切な利用料金の設定の検討とそれを充当する補助金のありかたに関する検討が今後必要である。

(2) 人材確保と継続的な質の確保

1) 保育者の資格について

パイロット事業における実施要綱では、一時保育より規制緩和されており、保育士1人と研修を受講した保育従事者の1名が行えることとなっている。

一時預かり事業の保育者は高い割合で、保育士資格をもっている。保育施設併設型や直営の場合に限らず、保育者が全員保育士資格を持っている事業は6か所であった。また、保育士2名必置が自治体により規定されている場合、それ以上に加算する保育者として無資格者をあてる方法がとられているところもあった。

常時保育者2名の配置が規定されている自治体においては、赤字経営による運営難に加え、人材難に直面している。

今後、保育士に加えて子育てサポーターや認定ベビーシッター（社団法人全国ベビーシッター協会認定資格。家庭を訪問して行う一時預かり保育の研修を受講している）などの活用も見据えて、地域の人材を活用していく必要性があるという意見もあった。

2) 保育者の配置について

運営主体は限られた予算の中でのやりくりを余儀なくされているが、「ある程度運用できる最低限の体力の部分は必要」という意見がある。これは、保育者を常勤で雇用できるほどには利用が安定しないという指摘である。一方で、利用の安定が図られると、次には希望しても利用できない

親子が出てくる可能性もあり、そうなった場合には保育所での一時保育と同じ状態なる可能性もあり、ある程度の余裕の空きが常にあり、希望する利用者を断らずにすむ程度の運用が望ましいとの意見も聞かれた。また、大規模化すると（子どもの受入人数を増やす）、一定部分の利用が安定するため、独立運営が可能となる可能性はあるが、ほとんどの事業がそのような規模を有していないと同時に、大規模化は必ずしも、一時的な保育を受ける子どもの過ごしやすさにつながらないことも考えられる。

また、保育者の常時配置は、複数保育による安全性の確保と当日の受入を可能とすることから、どの事業でも採用されているようであるが、ある運営主体からは、最低必要数としての人員を配置したり、確保したりできるだけの補助金がないと運営は難しいという意見も聞かれている。常勤者を必ず2名保育士で配置ができ、ローテーションも組めるとなると、3人、または最低2.5人分の常勤雇用の賃金がないと難しいという意見があげられている。また、保育士2名だけですべての業務を行うことは不可能であるため、受付や予約などの電話対応などの事務作業を行う要員が必要となることにも配慮を求める意見があった。

その点ではひろば併設型では、利用受付や電話への問い合わせなどをひろば職員が兼務できるメリットや、子どもの昼食時や保育者の休憩時間に応援にはいることが可能となるメリットが指摘された。また、事務専門スタッフが、他の部門の事務も含めた業務を行っているところもあった。

さらには、現在、保育士の離職率が高まっており、有資格者でも保育職にこだわらずに、賃金体系の良いところに移行してしまうところもあるので、民間の人事費なども考慮に入れた予算組をしてほしいとの意見もあった。

人事費に関しては、例えば、子ども用のトイレをどこに配置するかにより、人事費が1人分減るという意見もあった。保育者と子どもの動線を考

慮した上で、空間配置することにより、人件費を節減することができるという指摘である。

一時預かり事業の保育にふさわしい効率的な人員配置とそれに伴う人件費に関する慎重な検討が必要である。

3) 継続的な質の確保

継続的な質の確保は、保育士資格保有者や一定の研修を受けた保育従事者を配置するだけでは行えない。すなわち保育士資格に加えて「一時預かり事業」に必要な知識・技術を学ばせるための採用時の研修および保育の質を維持し、意識を高めるためのフォローアップ研修が必要である。

そのためには、一時的に保育を受ける子どものニーズへの対応や保護者対応など、一時預かり事業の特殊性を考慮した研修体系を構築し、それを定期的に保育者が受講することが必要となる。研修体系の検討については、次章で検討するが、ここでは研修に要する費用も一時預かり事業を実施する上で、必要な経費であることに触れておく。

(3) 利用者の確保

1) ニーズの的確な把握

本年度調査では、自治体や運営主体を通じて「利用者の要望」について尋ねた。その結果、利用料金（保育料補助・保育料低額化）、利用日（週末の開設）・利用時間の延長、0歳児や病児などの多様な保育ニーズの受け入れ、保育環境、利用手続きや予約の簡素化・円滑化、利用条件の緩和（市外の住民の利用）、施設の設置場所などさまざまな要望が出ていることがうかがわれた。

「利用者の確保」を考えるときに大切なことは、プロダクトアウトではなく、マーケットイン²の発想で、サービスの枠組みを検討することであろう。

² 「プロダクトアウト」とは企業などが自社の販売・生産計画に基づいて、市場へ製品やサービスを投入すること。「マーケットイン」とは、まず消費者のニーズを十分にくみ上げて、それを商品というかたちにして市場に出す、「はじめに顧客ありき」の考え方。頻繁に移り変わる市場の要請に即応していくことを指す。（Wisdom ビジネス用語辞典）

今後は、「誰が」「何を求めているのか」を明確に把握するために、さらなるマーケティングリサーチを充実させる必要である。

2) 実施場所の検討

設置場所は商業地や住宅地にある駅、商店街など利便性の高い場所が多く、12か所中10か所が駅から徒歩圏内で行くことのできる立地条件となっている。駅から離れている場合もバスなどの交通の便は良い場所に設置されていた。

駅近くで交通の便のよい場所や、中心市街の人々の集まりやすい場所は、集客性に優れているが施設型の一時預かり保育を実施する場合、家賃が高いという問題がある。

また、すべての利用者が利用しやすい場所に数多く施設を設置するためには、施設設置と運営のための多額の費用が必要となるであろう。

施設で行われる一時預かり事業の実施場所と家賃は関連付けて検討する必要がある。

3) 広報、情報提供について

自治体による情報提供の方法としては、紙媒体によるもの（公報、情報誌、ハンドブック、ちらしなど）と、WEB媒体によるものがあった。また、それぞれの運営主体がたよりを発行している事例もあった。

配布場所としては自治体窓口、子育て支援センター、保育所・幼稚園、子育て支援センター、保育ステーション、市民プラザなどの公共の場所が多く、3・4ヶ月健診時に説明会と仮登録をうながしている自治体もあった。また、「子どもが集まりそうな場所」である図書館、児童館、公民館、商店街、新聞折込、小児科にパンフレットを置くという回答も見られた。

今後ホームページの充実をあげている自治体もあったが、事業の拡大と共に情報の発信方法についても今後さらに検討をする必要がある。

広報の目的は、利用者の拡大だけではない。一時預かり事業に対する利用者・保護者の意識、住

民など社会一般の意識を改革することが必要である。ここでいう広報とは、「保護者への効果」「子どもへの効果」「親子関係調整の効果」の三つの側面から、広く社会に一時預かり事業の必要性を発信していく使命も担っているといえよう。

2. さまざまな運営主体と運営方式について

(1) 運営主体

本年度調査対象の運営主体は、NPO 法人が 6 か所と最も多く、社会福祉法人 2 か所、財団法人 1 か所、株式会社 1 か所となっていた。

今回の調査においてはパイロット事業を実施している NPO 法人のすべてが当該地域における子育て支援についての実績があり、利用者ニーズを日頃から把握している団体であった。NPO 法人の多くが支援者の立場であると同時に、子育ての当事者を含む場合も多く、利用者の立場に立ったサービスを提供できるというメリットを持っていた。

今後、さまざまな運営主体がそれぞれのノウハウや独自性を發揮しつつ、利用者のニーズを的確に把握し、安定的運営を行うためには、利用者からの料金収入だけでまかなうことは不可能である。いかなる補助方式が適切なのかについての検討を積極的に行う必要がある。

(2) 運営方式

調査対象である 12 事業の運営方式は、委託が 6 事業で最も多く、その他では直営 2 事業、指定管理者制度 2 事業、補助事業 2 事業であった。これらの運営方式のメリット、デメリットについて簡単にまとめて再掲する。

①直営

直営では行政の意向が明確に事業に反映でき、100% 行政が出資することになるので運営上の安

定が確保されることがメリットであるが、それは自治体の財源を要するというデメリットにつながる。

②委託

委託については、行政にとって直営と同様に行政の意向を反映しやすいメリットがある。また、外部委託することにより直営で運営するよりも経費を節減できる効果がある。

一方で、運営主体にとって直営に必要な資金が委託金として支給されるため、運営資金面での問題は生じにくいと考えられる。しかし、年ごと更新される委託契約は、事業の継続性という点での安定的経営には結びつかない。

また、利用料金を運営主体が運営費に回せる場合と、利用料金は利用料金として行政に納付する仕組みになっている場合があり、後者の場合は経営努力が報われにくく。

③指定管理者制度

指定管理者制度については、委託と同様に運営に必要な資金が行政から指定管理料として提供される。運営主体（指定管理者）が立案した予算内容に基づき行政が協議するため、委託と比較して運営主体の裁量が発揮できる。また、一時預かり事業の利用料金収入を運営費としてあてることができるため、運営主体の経営努力が運営状況や就労条件に反映できるというメリットがある。

ただし、5 年間という契約期間があることが、職員の安定的雇用やサービスの質の蓄積や確保という点で不安材料となるということもあげられた。

④補助事業

補助事業については、運営主体が実施する事業が補助要件を満たしている場合に補助が行われるものである。この運営方式においては、上述の 3 つの運営方式と比べ、運営主体の裁量権が最も確保されていることから、利用者のニーズを把握しながら運営主体の新しい発想や独自性を発揮できるというメリットがある。

しかし、補助事業は自主財源がある運営主体を

対象とすることが多く、補助方式だけでの運営は安定性に欠ける可能性がある。

利用料収入が安定的ではない一時預かり事業にあっては、行政からの補助金が十分ではない場合には他の運営方式と比較すると運営の継続性という点で不安が残る。

さまざまな運営主体が一時預かり事業に参入することによって、利用者の様々なニーズに応えることができ、様々な実施場所への設置が可能になり、質の高いサービスを提供することが可能になると思われる。そのためには、運営主体にとっての安定的経営が可能であるあるばかりでなく、独自性が發揮でき経営努力が報われることが不可欠である。

補助のあり方および、運営形態も大きな検討事項となる。それについては、次項で検討していく。

3. 安定的運営に向けた方向性の検討

(1) 多様な運営形態の検討

今回のヒアリング調査から、運営主体にとって、固定経費である実施場所の家賃・人件費の負担は大きく、補助金や利用料収入からそれらを含むランニングコストを捻出するのは難しいという問題が浮き彫りになった。

こうした状況を踏まえ、1. で述べた運営主体が安定的運営を行うための3つの課題である、(1)安定した財務状況の実現、(2)人材確保と継続的な質の確保、(3)利用者の確保について、下記に挙げるような運営形態を検討することにより、課題解決の糸口となる可能性がある。

1) 既存の施設との併設型

①既存の保育施設との併設による運営

今回の調査では、認証保育所や送迎ステーションとの併設型が見られたが、これら既存の保育施

設である認可外保育施設、送迎ステーション、家庭的保育などとの併設は、新たな運営場所を設置することなく、保育環境の整っている場所を使用できることと、経験ある保育者がいるという点で、大きなメリットがあるといえる。

例えば、保育施設の空きスペースや、送迎ステーションの時間帯、家庭的保育の年度始めの定員に余裕のある時期の活用など、空間を共同利用することで、実施場所の家賃負担が軽減できる。

また、マンパワーの面においても、保育者の活用はもとより、保育以外の事務業務を併設事業の事務担当者が兼務するなど、併設事業の人員を必要に応じて一時に活用することで、マンパワーの有効活用と人件費のコストダウンが期待できる。

その他、情報提供についても併設事業と一本化することで、コストの削減につなげられる。

しかしながら、認可外保育施設などとの併設の場合では、一時預かり利用者との間に利用料金の格差が生じることや、通常保育を受ける子どもへの配慮の必要性も考えられ、利用回数の制限など、利用上の配慮や工夫が必要であろう。こうした点も視野に入れた検討が必要である。

②ひろば事業等との併設による運営

ひろば事業等との併設による運営は、今回の調査の中でも最も多い運営形態としてみることができたが、利用が安定しない一時預かり事業を、運営費補助が出るひろば事業や子育て支援センター、あるいは児童館に併設して行うことは、施設や人材の有効活用という面で、①と同様に運営費の効率化が期待できる。

また、今回のヒアリング調査で聞かれたように、ひろば併設型では、ひろばを利用した保護者が一時預かりを利用するケースが多く、親子で利用したことのある慣れた環境での顔見知りの保育者による保育は、保護者にとっても、保育を受ける子どもにとっても、どちらも安心して過ごせるということがメリットとなり、集客効果につながるといえよう。

さらに、保護者や子どもの情報を一時預かり、ひろば事業と相互に共有できるメリットもある。

ひろば事業との併設で専用の保育室を設けない場合には、例えば、ひろばのイベント時など、当日の利用者数の予測がつかないような状況においては、一時預かり利用者の人数の調整を行うなどの対応や、マンパワーの確保、安全性確保のための工夫が必要と思われる。しかし、こうした対策の効果が発揮できた場合、一時預かり事業専用の保育場所を必要としない併設型の運営形態としての可能性があり、大きなメリットが期待できるといえ、今後ともこのような形態での運営のあり方について検討を深める必要がある。

一方で、一時預かりの保育の特殊性や困難性など、求められる業務内容の違いから、ひろば事業との職員の待遇に差別化が求められるという指摘もあった。

ひろば事業等との併設のメリットを活かしつつ、マンパワーの有効的な活用、業務の内容を考慮に入れた職員の待遇、あるいは一時預かりの状況に応じた安全面への配慮などを加えた検討が必要と考える。

③家賃の発生しないスペース

商業スペースの空きスペースや、マンションなどの集合住宅の集会室、公共施設に設置された保育室、公民館など、家賃の発生しないスペースを活用することで、固定経費である家賃が発生せず、運営上の負担を軽減することができる。特に、商業スペースなどとのコラボレーションが可能な場合には、宣伝および集客効果も期待できる。

さらに、子育て支援や一時預かり事業の必要性を、子育て家庭以外の地域の人々に認知してもらう機会にもなり得ると考えられる。

しかし、コスト面において家賃が発生しない一方で、①、②で述べたようなマンパワーの有効的な活用が望めないというデイメリットや、常設できない場合には、その環境をいかに整えるかという課題も生じる。運営にあたっては、効率的な

方法について充分に検討を行う必要がある。

2) 家庭訪問型

1) で述べた運営形態とは視点を変えた運営形態のひとつとして、家庭訪問型について検討を加えたい。

家庭訪問型は、必要とされる日時に各家庭を訪問しその居宅において保育を行うという点において、施設費、施設運営費（水道光熱費等）、保育に必要な物品を必要としないことが利点としてあげられる。

また、安定的運営を継続する上で、一時預かりの課題となりがちな、利用者数が一定しないという状況においても、保育の時間単位での補助で運営できるという可能性が考えられる。

さらに各居宅が預かり場所となるため、広範囲な地域でのフレキシブルな実施が可能といえる。

しかしながら、家庭訪問型では、保育者と子どもの1対1の保育が基本であるところを、一時預かり事業における、保育者2名による保育という基準に対し、どう対処していくかが課題となる。また、家庭内での保育の密室性への懸念をどう解消していくかということも課題である。

保育者には、一時預かりの保育の特殊性を理解している保育士や、或いは相応な資格保有者、例えば認定ベビーシッターなどの資格による質の担保が重要と思われる。

また、保育者2名による保育についても、利用者を複数で募るなど、例えば民間事業者で行われているような小規模のイベント託児サービス（必要な時間帯だけ、利用者が指定した場所に訪問して行われる少人数の保育）のような工夫も取り入れながら、多様な運営形態の1つとして検討していきたい。